つつじが丘シニアクラブ 会則

(名称と事務所)

第1条 本会はつつじが丘シニアクラブといい、事務所を会長宅におく。

(目的)

- 第2条 本会は会員が本会のいろいろな活動に楽しんで参加し、その活動を通じて友好や教養を高め、 あるいは社会の一員としての自信を持ち、心身ともに健康な生活をすることを目的とする。 (会層)
- ①本会は各務原市つつじが丘地区に住んでいる者で、本会の目的に共感し、手を携えて活動 第3条 しようとする者を会員とする。60歳以上の者を正会員、60歳未満の者を贊助会員とす
 - ②本会への加入脱会は自由である。
 - ③会員は、本会の目的が実現されるように努め、会員相互の友好を壊す事があってはならな

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

研修、旅行、講演会、趣味、娯楽の会、スポーツ、牽仕活動等これらの事業を行うため、必要に応じて専門部を置く。

(役員)

第5条 ①本会には次の役員を置く。

会 長 1名 髜 숲 長 1名 会 計 1名 轡 記 1名 班 長 若干名 陛 2名 女性部代表 2名 専門部長 若干名 その他必要に応じて設ける。

②本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の決定により、会長が委嘱する。 顧問は会長の諮問に応じて会務について意見を述べる事ができるが議決権は有しない。

(役員の選出)

- ①前条に定める役員のうち、会長、副会長各1名並びに監事2名については、役員会に於いて内定し、総会に於いてこれを決める。 第6条

 - ②班長については、各班の互選により内定し、総会に於いてこれを決める。 ③他の役員については、会長が指名し、総会に於いてこれを決める。 各グループの役員については各グループの推薦により会長が指名し、総会に於いてこれを決 める。
 - ④補充役員の選出について。

会長、副会長並びに監事については、本条第1項に準じ、臨時総会を開催してこれを決める。 班長については、各班の互選によりこれを決める。

(役員の任期)

役員の任期は2年(ただし班長は1年)とし、再任を妨げない。

ただし、補充役員の任期は前任者の残り期間とする。

(総会)

- 総会は本会の最高決議機関とし全会員で構成し、次の各項に関する事項を審議・決定する。 8条
 - ①年間事業報告と、決算の承認に関する事項。 ②年間事業計画と予算の承認に関する事項。

 - ③会則の改正に関する事項。
 - ④役員の選出に関する事項。
 - ⑤その他、本会の運営上に必要な事項。

(定例総会並びに臨時総会)

- ①定例総会は毎年3月に開催するものとし、会長がこれを招集する。 第9条
 - ②臨時総会は、会長が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があった場合、 会長がこれを招集する。

(定足数、議決)

- 第10条①総会は会員の過半数(委任状を含む)の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要 とする。ただし本会の解散とその際の残余財産の処分は在籍会員の3分の2の賛成が必要で ある。
 - ②議長の選出等について。総会の議長は出席者の中から1名を選出する。

前項の議決につき可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(役員会)

第11条 役員会は会務の運営、総会の付託事項で会長が必要と認めた事柄について協議し、処理を行

(役員会の構成と議決)

第12条①役員会は、第5条の役員で構成し、会長が必要と認めた時に開催する。 ②役員会は、第5条の定めた構成員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって 決する。可否同数の場合は会長がこれを決する。

(経費)

第13条①本会の経費は会費、補助金等をもってこれにあてる。

正 会 員 年額 2、400円 養助会員 年額 1、800円 ②会費は次により徴収する。

③会費は前年度末日までに前納し、途中入会は月割りとする。なお既納の会費は返却しない。 (事業年度)

第14条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(慶弔規定)

第15条 慶弔金、見舞金は次により支給する。

疾病(入院1ヶ月以上) 5,000円 1)

2)

死亡 10、000円 慶事、災害等については役員会で協議決定する。 3)

なお、疾病による見舞い金は班長の申請により、2年間(年度内)

1人につき1回限り (5000円) とする。

付 則

この会則は昭和57年 4月 1日から施行する。

改正

昭和59年 4月 1日 昭和61年 3月25日 平成13年12月 昭和62年11月 2日 平成16年 3月16日 昭和63年 4月30日 平成17年 4月 1日 3月29日 平成18年 6月 平成 6年 1日 平成10年 3月17日 平成20年 4月 1日